

令和7年第12回

国分寺市教育委員会定例会

日 時	令和7年12月25日 午前9時30分
場 所	国分寺市役所 会議室201

令和7年第12回国分寺市教育委員会定例会議事日程

令和7年12月25日開催

- 日程第1 開会と署名委員の指名
- 日程第2 前会議事録の承認
- 日程第3 教育長等の報告
- 日程第4 議事
- 1 委員の議席について
 - 2 議案第53号
専決処分について
 - 3 議案第54号
国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 4 議案第55号
国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について
 - 5 議案第56号
国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 協議
- 日程第6 報告
- 1 寄附の受領について 〔教育総務課〕…資料1
- 日程第7 その他
- 日程第8 閉会

議案第53号

専決処分について

令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について、国分寺市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和40年教委規則第1号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により教育委員会の承認を求める。

令和7年12月25日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、緊急に教育委員会の意見として市長に述べる必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

令和7年度国分寺市一般会計補正予算案総括表(歳出)

款	項	目	節	現計予算額(千円)	補正額(千円)	補正後予算額(千円)	増減理由
---	---	---	---	-----------	---------	------------	------

教育総務課

1	10	02	02	10、17				物価高騰を踏まえた児童用学習物品の購入による需用費及び備品購入費の増
	教育費	小学校費	教育振興費 (小学校の普通学級運営に要する経費)	需用費	44,762	3,418	48,180	
				備品購入費	2,629	693	3,322	
			計	47,391	4,111	51,502		
2	10	03	02	10、17				物価高騰を踏まえた生徒用学習物品の購入による需用費及び備品購入費の増
	教育費	中学校費	教育振興費 (中学校の普通学級運営に要する経費)	需用費	26,263	832	27,095	
				備品購入費	1,959	1,848	3,807	
			計	28,222	2,680	30,902		

学校指導課

1	10	01	03	10、11				物価高騰を踏まえたコミュニティ・スクールの推進に係る物品の購入等による需用費及び役務費の皆増
	教育費	教育総務費	教育指導費	需用費	0	4,300	4,300	
			(教育研究指導に要する経費)	役務費	0	200	200	
			計	0	4,500	4,500		

議案第54号

国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬
等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

令和7年度職員の給与改定に伴い、不要となる経過措置規定を削るため、
必要がある。

国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬
等に関する規則の一部を改正する規則

国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する
規則（令和元年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の表対面朗読・テープ吹込み業務の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則（令和元年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行		改正後（案）
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>5 次の表の左欄に掲げる職名で任用される会計年度任用職員のうち、同表中欄の規定に該当するものの報酬の額については、規則別表第6の規定により算定した額が次の表の右欄に定める金額を超えることとなるまでの間、規則別表第6の規定にかかわらず、次の表の右欄に定める額とする。</p>		<p>附 則 （経過措置）</p> <p>5 次の表の左欄に掲げる職名で任用される会計年度任用職員のうち、同表中欄の規定に該当するものの報酬の額については、規則別表第6の規定により算定した額が次の表の右欄に定める金額を超えることとなるまでの間、規則別表第6の規定にかかわらず、次の表の右欄に定める額とする。</p>
教育相談員（言語）の項（略）		教育相談員（言語）の項（略）
対面朗読・テープ吹込み業務	時間額で報酬を受けるものであって教育部図書館課が実施する個別事業に従事するもの	2,000円

議案第55号

国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する
規則について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

給食申込手続の簡略化と事務手続の効率化を図るため、申込みに係る規定を整備する必要がある。

国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則

国分寺市立小学校給食の実施に関する規則（平成21年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「給食申込書（様式第1号）を校長を經由して教育委員会に提出する」を「教育委員会が構築する電子申込フォーム（教育委員会が別に定める事項を電子計算機等により入力し、及びインターネットその他のネットワークを使用して送信するための様式をいう。）又は書面により、教育委員会に給食の申込みをする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保護者等は、教育委員会が必要と認めるときは、前項の申込みを省略することができる。

第8条の見出しを「（給食費の納付）」に改める。

第9条の見出しを「（取消し及び停止）」に改め、同条第1項中「（様式第2号）」を削り、同条第3項中「とき」を「ことが判明した場合」に改める。

第10条の見出しを「（給食費の返還）」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（様式）

第11条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の国分寺市立小学校給

食の実施に関する規則の規定により行われた給食の申込みその他の行為は、この規則による改正後の国分寺市立小学校給食の実施に関する規則の相当規定により行われたものとみなす。

国分寺市立小学校給食の実施に関する規則（平成21年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給食の申込み)</p> <p>第6条 小学校の児童の保護者及び教職員等（以下「保護者等」という。）は、<u>給食申込書（様式第1号）を校長を経由して教育委員会に提出する</u></p> <hr/> <p>_____ものとする。</p>	<p>(給食の申込み)</p> <p>第6条 小学校の児童の保護者及び教職員等（以下「保護者等」という。）は、<u>教育委員会が構築する電子申込フォーム（教育委員会が別に定める事項を電子計算機等により入力し、及びインターネットその他のネットワークを使用して送信するための様式をいう。）又は書面により、教育委員会に給食の申込みをするものとする。</u></p> <p>2 <u>保護者等は、教育委員会が必要と認めるときは、前項の申込みを省略することができる。</u></p>
<p>(納付等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(取消等)</p>	<p>(給食費の納付)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(取消し及び停止)</p>
<p>第9条 保護者等は、転出、入院等の理由により給食を必要としなくなった場合は、<u>給食取消届（様式第2号）</u>を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、食物アレルギー疾患等を有する児童が受ける給食に当該食物アレルギー疾患等の原因となる食品が使用されている<u>とき</u></p> <p>は、当該児童の給食を停止することができる。</p> <p>(返還)</p>	<p>第9条 保護者等は、転出、入院等の理由により給食を必要としなくなった場合は、給食取消届_____を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、食物アレルギー疾患等を有する児童が受ける給食に当該食物アレルギー疾患等の原因となる食品が使用されている<u>ことが判明した場合は</u>、当該児童の給食を停止することができる。</p> <p>(給食費の返還)</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>(様式)</p> <p>第11条 <u>この規則の施行について必要な様式は、別に定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第12条 (略)</p>

現行	改正後（案）
<u>様式第1号（第6条関係）</u> （略） <u>様式第2号（第9条関係）</u> （略）	

議案第56号

国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する
規則について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日提出

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏

提案理由

中学校給食の対象者及び提供方法の変更に加え、アレルギー対応の開始に伴い、定義やアレルギー対応に係る規定を整備するため、必要がある。

国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則

国分寺市立中学校給食の実施に関する規則（平成19年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条中「完全給食」の次に「（学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条（学校給食の開設等の届出）第2項に規定する完全給食をいう。）」を加え、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「外注給食を希望する」を「中学校の」に、「外注給食希望保護者等」を「保護者等」に、「給食申込書（様式第1号）により、別に定める日までに教育委員会に申し込む」を「教育委員会が構築する電子申込フォーム（教育委員会が別に定める事項を電子計算機等により入力し、及びインターネットその他のネットワークを使用して送信するための様式をいう。）又は書面により、教育委員会に給食の申込みをする」に改め、同条第2項本文中「外注給食」を「第1項」に改め、同項ただし書中「外注給食」を「給食」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保護者等は、教育委員会が必要と認めるときは、前項の申込みを省略することができる。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条の見出しを「（給食費の納付）」に改め、同条第1項中「外注給食希望保護者等並びにミルク給食のみの生徒の保護者及び教職員等」を「保護者等」に改め、「月単位で」の次に「教育委員会が別に定める期限までに」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第9条を第8条とする。

第10条の見出しを「（取消し及び停止）」に改め、同条第1項中「（様式第2号）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、食物アレルギー疾患等を有する生徒が受ける給食に当該食物アレルギー疾患等の原因となる食品が使用されていることが判明した場合は、当該生徒の給食を停止することができる。

第10条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条の見出しを「（給食費の返還）」に改め、同条第1項中「第10条」を「前条」に、「取消し」を「給食を取り消し」に、「停止をし」を「停止し」に、「給食を」を「中学校の生徒及び教職員等が給食を」に改め、同条を第10条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（様式）

第11条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

第13条を第12条とする。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の規定により行われた給食の申込みその他の行為は、この規則による改正後の国分寺市立中学校給食の実施に関する規則の相当

規定により行われたものとみなす。

国分寺市立中学校給食の実施に関する規則（平成19年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条</u> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 完全給食</u> 弁当併用外注方式による給食とミルク給食を併用した給食をいう。</p> <p><u>(2) 弁当併用外注方式による給食</u> 国分寺市（以下「市」という。）の栄養士が立案した献立に基づき、市の委託を受けた業者が別に定める基準により調理をした給食（以下「外注給食」という。）をいい、全生徒を対象に実施することを基本とし、家庭からの弁当を持参することも選択できる方式による給食をいう。</p> <p><u>(3) ミルク給食</u> 市の委任を受けた公益財団法人東京都学校給食会が契約した業者が中学校に届ける牛乳を全生徒に対して実施する給食をいう。</p> <p>（管理及び運営）</p> <p><u>第3条</u> （略）</p> <p>（実施内容）</p> <p><u>第4条</u> 給食の実施内容は、完全給食_____とする。</p> <p>（実施日）</p> <p><u>第5条</u> （略）</p> <p>（対象者）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> <p>（申込み）</p>	<p>（管理及び運営）</p> <p><u>第2条</u> （略）</p> <p>（実施内容）</p> <p><u>第3条</u> 給食の実施内容は、完全給食（<u>学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条（学校給食の開設等の届出）第2項に規定する完全給食をいう。</u>）とする。</p> <p>（実施日）</p> <p><u>第4条</u> （略）</p> <p>（対象者）</p> <p><u>第5条</u> （略）</p> <p>（申込み）</p>

現行	改正後（案）
<p data-bbox="159 229 1104 352">第7条 <u>外注給食を希望する生徒の保護者及び教職員等</u>（以下「<u>外注給食希望保護者等</u>」という。）は、<u>給食申込書（様式第1号）</u>により、別に定める日までに教育委員会に申し込む</p> <hr/> <p data-bbox="159 416 1104 448">_____ものとする。</p> <p data-bbox="159 568 1104 691">2 <u>外注給食</u>の申込みは、学期を単位とする。ただし、学期途中において、転入等の理由により<u>外注給食</u>の希望がある場合又は2学期若しくは3学期の申込みにおいて前学期と申込内容に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="159 715 1104 746">（給食費の額）</p> <p data-bbox="159 770 1104 802">第8条 （略）</p> <p data-bbox="159 826 1104 858">（<u>納付等</u>）</p> <p data-bbox="159 882 1104 1005">第9条 <u>外注給食希望保護者等並びにミルク給食のみの生徒の保護者及び教職員等</u>は、給食費を月単位で_____納付しなければならない。</p> <p data-bbox="159 1029 1104 1061">2 前項の規定による納付は、口座振替の方法により行うものとする。_____</p> <p data-bbox="159 1125 1104 1157">（<u>取消・停止</u>）</p> <p data-bbox="159 1181 1104 1252">第10条 保護者等は、転出、入院等の理由により給食を必要としなくなった場合は、給食取消届（<u>様式第2号</u>）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p data-bbox="159 1276 1104 1308">2 （略）</p>	<p data-bbox="1126 229 2085 448">第6条 <u>中学校の_____生徒の保護者及び教職員等</u>（以下「<u>保護者等</u>」という。）は、<u>教育委員会が構築する電子申込フォーム（教育委員会が別に定める事項を電子計算機等により入力し、及びインターネットその他のネットワークを使用して送信するための様式をいう。）</u>又は書面により、教育委員会に給食の申込みをするものとする。</p> <p data-bbox="1126 472 2085 544">2 <u>保護者等は、教育委員会が必要と認めるときは、前項の申込みを省略することができる。</u></p> <p data-bbox="1126 568 2085 691">3 <u>第1項</u>の申込みは、学期を単位とする。ただし、学期途中において、転入等の理由により<u>給食</u>の希望がある場合又は2学期若しくは3学期の申込みにおいて前学期と申込内容に変更がない場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="1126 715 2085 746">（給食費の額）</p> <p data-bbox="1126 770 2085 802">第7条 （略）</p> <p data-bbox="1126 826 2085 858">（<u>給食費の納付</u>）</p> <p data-bbox="1126 882 2085 1005">第8条 <u>保護者等</u>_____は、給食費を月単位で<u>教育委員会が別に定める期限までに納付しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1126 1029 2085 1101">2 前項の規定による納付は、口座振替の方法により行うものとする。<u>ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1126 1125 2085 1157">（<u>取消し及び停止</u>）</p> <p data-bbox="1126 1181 2085 1252">第9条 保護者等は、転出、入院等の理由により給食を必要としなくなった場合は、給食取消届_____を教育委員会に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1126 1276 2085 1308">2 （略）</p> <p data-bbox="1126 1332 2085 1404">3 <u>教育委員会は、食物アレルギー疾患等を有する生徒が受ける給食に当該食物アレルギー疾患等の原因となる食品が使用されていることが判明した場合</u></p>

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">(再開)</p> <p><u>第11条</u> 保護者等は、前条第1項の規定により給食を取り消された場合において、給食の再開を希望するときは、給食再開届（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(返還)</p> <p><u>第12条</u> 教育委員会は、第10条の規定により取消し_____、又は停止をし、_____給食を受けなかった場合は、別に定めるところにより納付済の給食費を当該保護者等に返還するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>様式第1号</u> (第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>様式第2号</u> (第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p><u>様式第3号</u> (第11条関係)</p> <p>(略)</p>	<p><u>は、当該生徒の給食を停止することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(給食費の返還)</p> <p><u>第10条</u> 教育委員会は、前条の規定により給食を取り消し、又は停止し、<u>中学校の生徒及び教職員等が給食を受けなかった場合は、別に定めるところにより納付済の給食費を当該保護者等に返還するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(様式)</p> <p><u>第11条</u> この規則の施行について必要な様式は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>

寄附の受領について

このことについて、下記のとおり寄附の申出（1件）がありましたので報告いたします。

記

- 1 受付年月日 令和7年11月11日
- 寄附申請者 広瀬 優一
- 寄附先 国分寺市立小・中学校 15校
- 寄附物件 漫画「ヒカルの碁」 全23巻×15セット
- 評価額 166,980円

